

第33号様式（第22条関係）

令和6年6月27日

岐阜県知事様  
岐阜県西濃保健所長様

岐阜県海津市南濃町津屋 1508 番地  
社会医療法人 緑峰会  
理事長 関谷道晴  
電話番号 0584 (57) 2511

### 医療法人事業報告書等届出書

令和5年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届け出ます。

#### 添付書類

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書
- 6 社会医療法人の場合は、医療法第42条の2第1項第1号から第6号の要件に該当する旨を説明する書類
- 7 社会医療法人債発行法人の場合は、次の書類を添付すること。
  - (1) 純資産変動計算書
  - (2) キャッシュ・フロー計算書
  - (3) 附属明細表
  - (4) 公認会計士又は監査法人の監査報告書



〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5年 4月 1日 至 令和 6年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 社会医療法人 緑峰会

- ①  財団  社団 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特別医療法人  特定医療法人  
 出資額限度法人  その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ。)について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 岐阜県海津市南濃町津屋1508番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 昭和62年 8月 1日

(4) 設立登記年月日 昭和62年 8月 15日

(5) 役員

	氏 名	備 考
理 事 長	関谷 道晴	養南病院 院長、社会福祉法人 楽山・杜の会理事長
理 事	田中 英明	滋賀大学 教授
同	今村 寧	社会福祉法人 新生会理事長
同	黒田 弘彦	ぎふストレスケアクリニック 院長
同	山内 美代子	養南病院 リハビリテーション部長
同	所 俊彦	医療法人双樹会理事長 所内科医院 院長
監 事	江崎 広泰	株式会社大垣共立銀行 海津支店長
同	柴田 義朗	税理士法人 戸田会計 税理士

- 注) 1. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人以外の医療法人は、記載しなくとも差し支えないこと。  
2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所又は介護老人保健施設(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。)の管理者であることを記載すること。(医療法第47条第1項参照)  
3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第49条の4参照)

## 2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所又は介護老人保健施設（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	養南病院	2112200452	岐阜県海津市南濃町津屋 1508	精神病床 176床
診療所	ぎふストレス ケアクリニック	2110112618	岐阜市菊地町2-41	精神病床 0床

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設について  
は、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。  
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床の  
それぞれについて内訳を[ ]書で記載すること。  
3. 介護老人保健施設の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
グループホームオレンジハイツ	海津市南濃町津屋1492-2	

- (3) 収益業務（社会医療法人又は特別医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考
支援アパート みのり山荘	海津市南濃町津屋1490	
支援アパート ネクステージ	海津市南濃町津屋1492-7	

- (4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 5年 6月 11日 令和 4年度決算の決定  
令和 6年 3月 12日 令和 6年度の事業計画及び収支予算の決定  
" 令和 6年度の借入金額の最高限度額の決定

注) 以下については、病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

- (5) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設  
なし

- (6) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容  
なし

- (7) その他の  
なし

## 様式26-3

法人名 社会医療法人 緑峰会  
 所在地 海津市南濃町津屋1508

※医療法人整理番号

財 産 目 錄  
 (令和6年3月31日現在)

1. 資 産 額	1,940,651 千円
2. 負 債 額	491,852 千円
3. 純 資 産 額	1,448,799 千円

(内訳)

(単位:千円)

区 分	金 額
A 流動資産	1,186,282
B 固定資産	754,369
C 資産合計	(A+B) 1,940,651
D 負債合計	491,852
E 純資産	(C-D) 1,448,799

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(□ 法人所有 □ 貸借 ■ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物	(■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式26-1-3(旧法:病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 社会医療法人 緑峰会  
 所在地 海津市南濃町津屋1508

※医療法人整理番号

## 貸 借 対 照 表

(令和6年3月31日現在)

(単位:千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	1,186,282	I 流動負債	194,807
現金及び預金	883,049	支払手形	0
窓口未収金	10,487	買掛金	2,052
振込未収金	272,621	未払金	88,440
薬品	4,501	前受金	401
給食材料	702	預り金	20,499
前払費用	342	患者預り金	4,782
未収入金	13,327	賞与引当金	77,088
立替金	20	未払法人税等	122
その他流動資産	1,233	未払消費税等	959
II 固定資産	754,369	繰延税金負債	0
1 有形固定資産	676,758	仮受金	464
建物	502,615	前受収益	0
構築物	18,342	その他の流動負債	0
医療器械	8,630		
器具備品	18,929	II 固定負債	297,045
車両	2,823	長期前受金	501
少額資産	2,419	職員退職給与引当金	152,033
機械装置	1,260	役員退職慰労引当金	144,511
土地	121,608	繰延税金負債	0
建設仮勘定	132	その他の固定負債	0
2 無形固定資産	14,281		
借地権	10,998	負債合計	491,852
電話加入権	681		
営業権	1,210	純資産の部	
ソフトウェア	1,392	科目	金額
3 その他の資産	63,330	純資産額	1,448,799
役職員長期貸付金	2,270		
奨学生貸付金	2,550		
出資金	110		
敷金	75		
保険積立金	32,570		
医師会(土地債券)	5,200		
会員権	8,195		
繰延消費税	10,609		
長期前払費用	1,441		
その他固定資産	310	純資産合計	1,448,799
資産合計	1,940,651	負債・純資産合計	1,940,651

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人、特別医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

## 様式26-2-1（病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人）

法人名 社会医療法人 緑峰会  
 所在地 海津市南濃町津屋1508

※医療法人整理番号

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年4月1日 至 令和6年3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
<b>I 事 業 損 益</b>	
<b>A 本來業務事業損益</b>	
1 事 業 収 益	1,892,003
2 事 業 費 用	
(1)事 業 費	1,845,273
(2)本 部 費	
<b>本來業務事業利益</b>	46,730
<b>B 附帯業務事業損益</b>	
1 事 業 収 益	34,620
2 事 業 費 用	49,189
<b>附 帯 業 務 事 業 損 失</b>	14,569
<b>C 収益業務事業損益</b>	
1 事 業 収 益	11,016
2 事 業 費 用	15,652
<b>収 益 業 務 事 業 損 失</b>	4,636
<b>事 業 利 益</b>	27,525
<b>II 事 業 外 収 益</b>	
受 取 利 息	308
その他の事業外収益	60,552
	60,860
<b>III 事 業 外 費 用</b>	
支 払 利 息	0
その他の事業外費用	16,339
<b>經 常 利 益</b>	16,339
	72,046
<b>IV 特 別 利 益</b>	
保 險 差 益	
その他の特別利益	17,910
	17,910
<b>V 特 別 損 失</b>	
有 価 証 券 売 却 損	0
その他の特別損失	10,475
<b>税 引 前 当 期 純 利 益</b>	10,475
法 人 税 ・ 住 民 税 及 び 事 業 税	122
法 人 税 等 調 整 額	0
<b>当 期 純 利 益</b>	122
	79,359

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。  
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

## 監事監査報告書

社会医療法人緑峰会

理事長 関谷 道晴 殿

私たちは、医療法人緑峰会の令和5会計年度（令和5年4月1日から令和6年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

### 監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和 6年 6月 4日

社会医療法人 緑峰会

監事 柴田 義朗

監事 江崎 広泰